

記載例

※提出前に次頁の★注意事項を必ずお読みください。

課長	補佐	係長	係	受付

固定資産 現所有者申告書 兼 相続人代表者指定届

令和 年 月 日

沖縄市長 様

地方税法第9条の2第1項の規定による被相続人にかかる固定資産税の賦課徴収(提出する日)及び還付に関する書類を受領する代表者、並びに沖縄市税条例第74条の3に基づき地方税法第384条の3の規定による固定資産を現に所有する者(相続人等)の代表者として、下記の通り届出します。

なお、今後()が生じた場合は当方にて解決し貴市には一切迷惑はかけません。

申告書を提出される方
※本人確認書類(運転免許証等)の
写しを添付してください。

※この届出は()が本市の納税義務者()の場合、市・県民税の相続人代表者について、この届出と異なる方を指定する場合は、市民税課までお問い合わせください。
市民税課 ☎098-939-1212(代表)
内線:3252~3255

届出人

住所 沖縄市胡屋〇丁目〇番△号

氏名 沖縄 花子

TEL 〇〇〇 - 〇〇〇 - △△△△

被相続人(固定資産課税)	(ふりがな) 氏名	おきなわ たろう 沖縄 太郎(亡くなられた方)	宛名番号*記入不要	生年月日	昭和〇年〇月〇日		
	死亡時の住所	沖縄市仲宗根町〇〇番〇〇号		死亡年月日	令和〇年〇月〇日		
	本籍地	沖縄市中央〇〇番地〇	(ふりがな) 筆頭者	戸籍法上の筆頭者			
(現所有者代表者)	(ふりがな) 氏名	おきなわ はなこ 沖縄 花子	現所有者(相続人等)を代表して 納税通知書等を受領する方			年〇月〇日	
	住所	沖縄市胡屋〇丁目〇番△号	被相続人及び固定資産課税台帳の所有者との続柄		妻	相続分	
	TEL	〇〇〇 - 〇〇〇 - △△△△					
*記入欄が不足する場合は裏面をご利用ください。	(ふりがな) 氏名	おきなわ いちろう 沖縄 一郎	宛名番号*記入不要	生年	不明な場合は未記入でも可		
	住所	沖縄市胡屋〇丁目〇番△号	被相続人及び固定資産課税台帳の所有者との続柄		子	相続分	
	TEL	〇〇〇 - 〇〇〇 - △△△△					
(ふりがな) 氏名	おきなわ じろう 沖縄 次郎	宛名番号*記入不要	生年月日	昭和〇年〇月〇日			
	住所	沖縄市胡屋〇丁目〇番△号	被相続人及び固定資産課税台帳の所有者との続柄		子	相続分	
	TEL	〇〇〇 - 〇〇〇 - △△△△					
(ふりがな) 氏名		宛名番号*記入不要	生年月日	年 月 日			
住所		被相続人及び固定資産課税台帳の所有者との続柄			相続分		
TEL	-						
相続登記の状況又は予定	1. 登記完了 2. 登記手続き中 ③. 登記予定 (令和〇年〇月頃までに) 4. 未定						

(注意) ※記入は各自で自署してください。
※本申告書は相続登記が完了するまでの間、上記現所有者(相続人等)を納税義務者として固定資産課税台帳に登録するためのもので、登記上の所有権及び相続税、贈与税には関係ありません。
※この届出の記載方法は、資産税課までお問い合わせください。

資産税課 ☎098-939-1212(代表) 内線:2252、2253

固定資産税の納税義務者がお亡くなりになられた場合の手続きについて

(固定資産 現所有者申告書 兼 相続人代表者指定届 の提出について)

◆固定資産の納税義務者がお亡くなりになって相続が生じた場合は、その納税義務は相続人に承継され、お亡くなりになった後に納めていただく固定資産税がある場合には相続人に納めていただくことになります(地方税法第9条)。

◆お亡くなりになった方の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を定めた場合は、「相続人代表者指定届」に必要事項を記入のうえ、資産税課に提出してください(地方税法第9条の2)。

◆また、固定資産の所有者がお亡くなりになった場合、相続登記が完了するまでの間は、当該固定資産の現所有者(相続人等)が固定資産課税台帳上の納税義務者となりますので、該当する方は、現所有者であることを知った日の翌日から3ヶ月を経過した日までに、その住所、氏名等、必要事項を申告して頂くこととなっております(地方税法第384条の3、沖縄市税条例第74条の3)。

* 正当な理由なく申告をしなかった場合、10万円以下の過料が科されることがあります(沖縄市税条例第75条)。

- ・ 相続登記の手続きは、不動産の所在地を管轄する**法務局**へお問い合わせください。なお、当該申告届により不動産登記簿上の所有者が変更されることはありません。
- ・ 相続税の申告については、被相続人の死亡時における住所地を所管する**税務署**へお問い合わせください。
- ・ 相続放棄については、被相続人の死亡時における住所地を管轄する**家庭裁判所**にお問い合わせください。

★申告書作成にあたっての留意点 * 申告書は相続人の方全員で話し合いの上作成してください。

- 被相続人(固定資産課税台帳の所有者)の欄
亡くなられた所有者の方の死亡時の住所、氏名、生年月日及び死亡年月日、本籍地、筆頭者を記入してください。
- 現所有者(相続人代表者)の欄
書類の送達先となる現所有者(相続人等)の代表者の住所、氏名、生年月日、続柄、電話番号を記入してください。
- 代表者以外の現所有者(相続人)の欄
 - 1 法定相続の場合(遺産分割が完了していない場合)
法定相続人の方全員の住所、氏名、生年月日、続柄、電話番号を記入してください。
 - 2 遺産分割が完了している場合
遺産分割により土地・家屋を相続する方の住所、氏名、生年月日、続柄、電話番号を記入してください。
- 相続登記の状況の欄
相続登記を予定している時期を記入してください。

★申告書提出にあたっての注意事項 * 添付していただく資料があります

- 届出人の本人確認書類(運転免許証等)の写し
 - 相続関係が確認できるもの
 - 1 法定相続の場合(遺産分割が完了していない場合) * 次のいずれかの書類を添付してください(写し可)
 - ・ 被相続人(亡くなられた方)の出生から死亡までの戸籍謄本、相続人全員の戸籍抄本
※ 相続人の戸籍抄本が被相続人の戸籍謄本と重複している場合は提出不要です。
 - ・ 登記官が交付する法定相続情報一覧図
 - 2 遺産分割が完了している場合 * 次のいずれかの書類を添付してください(写し可)
 - ・ 指定分割
公正証書遺言書又は家庭裁判所の検認を受けた自筆証書遺言書、若しくは遺言書保管官が交付する遺言情報証明書等
 - ・ 協議分割
遺産分割協議書の写し及び法定相続人全員の印鑑登録証明書
 - ・ 調停または審判分割
調停調書または審判書の謄本
 - * 相続放棄をした方がいる場合
 - ・ 家庭裁判所が交付する相続放棄申述受理通知書等の写し
- 【提出後に所有形態(所有者及び持分)が変わった場合について】**
申告書の提出後に遺産分割が終了し、所有形態(所有者及び持分)が変わった場合は、資産税課までご連絡ください。法務局にて名義変更が済んだ場合の連絡は不要です。